

一般業務委託契約における
スライド制度運用基準

令和8年4月1日

塩竈市総務部管財契約課

本基準は、本市における複数年の一般業務委託契約（建設関連業務委託を除く。以下同じ。）に関し、賃金水準や物価水準（以下「賃金水準等」という。）の変動に伴う契約金額の変更に係る制度（以下「スライド制度」という。）について、契約金額の変更額の算出方法及び本市と受注者間における契約変更の手順等に係る取扱いを示したものである。

1 定義

（1）スライド条項

委託開始日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準等の変動により契約金額が不適当となった際に、発注者又は受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求することができる条項。

（2）スライド協議

発注者又は受注者がスライド条項の規定により行う契約金額変更の協議。

（3）スライド額

スライド条項の定めによる契約金額の変更契約の対象となる額とする。

（4）請求日

スライドの可能性があり、スライド協議を書面により提出して受理した日（発注者が請求する場合にあっては、受注者が当該書面を受領したことを確認できた日）。

（5）基準日

委託開始日から12か月経過した日以降でスライド額を算定する基準となる日。

ア) 原則として請求日とする。

イ) 上記により難しい場合は、請求日から起算して1か月以内で発注者が受注者の意見を聴いて定める日。

（6）履行済期間

履行開始日（再スライドの場合は、前回基準日）から基準日の前日までの期間。

（7）未履行期間（残履行期間）

基準日以降から履行期間終了日までの期間。なお、未履行期間に相当する契約金額がスライド額算定の対象となる。

（8）契約数量

契約書に記載された業務量や材料等の数量に加え、契約書に記載された事項から当該費用に係る数量が算出できる場合も含む。

（9）出来形数量

基準日における提供済み役務と現場搬入済み材料等に係る契約数量。

（10）積算単価

労務単価など、予定価格の算定やスライド額の算出に適用する単価の総称。見積内容や契約図書に記載された事項から算出できる単価を含む。

2 適用対象業務等

（1）適用対象業務委託

複数年にわたる一般業務委託契約で、次のア)からウ)の条件を満たす業務委託を対象とする。なお、長期継続契約、債務負担行為の別は問わないが、指定管理業務には適用しない。

- ア) 履行期間が14か月以上であること。
- イ) 履行の途中で残業務量の確認、計算ができること。
- ウ) 次のいずれかの業務委託であること。

- ① 庁舎等建築物の清掃業務
- ② 警備業務（機械警備を除く）
- ③ 電話交換業務
- ④ 窓口業務
- ⑤ 給食運営業務
- ⑥ 廃棄物処分施設の管理・運営業務
- ⑦ 廃棄物や資源物・し尿等の収集運搬業務
- ⑧ 上記に類する業務で指名委員会が認めた業務

(2) 適用条件

次のア)及びイ)の条件を満たす契約について適用する。

- ア) 履行開始日から12か月を経過していること。
- イ) 残履行期間が2か月以上あること。

(3) 適用開始時期

起工日が令和8年4月1日以降である業務委託から適用する。なお、実際にスライド額が適用されるのは令和9年4月1日以降となる。

3 入札公告等における明示方法

スライド条項の適用対象となる業務委託は、入札公告、指名通知、見積通知等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の（1）から（3）の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算定方法等を明示する。

なお、入札公告等に対象である旨の明示がない場合は、適用対象にならない。

- (1) 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準等の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載。
- (2) 契約書案に特約条項（「スライド条項」）（別紙1）を添付。
- (3) 仕様書に「スライド特記仕様書」（別紙2）を添付。

4 スライド協議

(1) スライド協議

スライド協議に係る手続きは以下を標準とする。

ア) 事前打合せ

変更契約の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の概ね1か月前を目途に発注者と受注者で事前打合せを行い、スライド額発生の有無を確認し、必要に応じて基準日及び請求可能期間、手続きの進め方等を調整する。

イ) スライド協議の請求

スライド協議の請求は、履行開始日から12か月を経過した日以降いつでも請求することが可能であり、賃金水準等の改定を確認した後、契約金額の変更を希望するときは、書面（様式第1-1号又は様式第1-2号）により行うものとする。

ウ) 基準日及び協議開始日の設定

発注者は、請求を受理した日から7日以内に基準日及び協議開始日等について、スライド額協議開始日等通知書（様式第2号）により受注者に通知する。

エ) スライド額の算出

発注者は、スライド特記仕様書で明示した賃金水準等及びスライド額算定の基礎となる資料を用いてスライド額を算定する。

オ) スライド額の協議

- ① 算定したスライド額について、発注者はスライド額協議開始日等の通知日から概ね10日以内に、スライド額協議書（様式第3号）により受注者に提示する。
- ② 受注者は当該金額を確認の上、異議のない場合は、スライド額協議書通知日から14日以内（以下「回答期日」という。）に承諾書（様式第4号）を発注者に提出する。
なお、回答期日までに承諾書の提出が無い場合（協議が整わない場合）は、スライド条項第1条第3項のただし書きの規定に基づき、発注者がスライド額を決定し、スライド額通知書（様式第5号）により受注者に通知する。
- ③ 発注者と受注者で協議が整い次第、速やかに契約変更の手続きを行う。

(2) 再スライド

前回の契約金額変更後、さらに賃金水準等が変動したときは、前回のスライド基準日から12か月を経過した日以降に、再度スライド協議の請求を行うことができる（以下「再スライド」という。）。

【スライド協議の例】

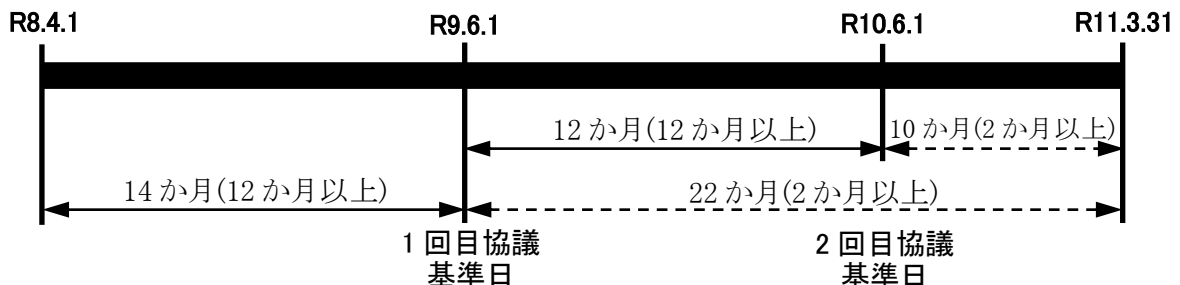
履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月）

● 1回目のスライド協議

委託開始日から12か月経過した日以降で残履行期間が2か月以上ある場合に請求可能となる。なお、原則として請求日＝基準日としている。

● 2回目以降のスライド協議（再スライド）

前回のスライド基準日から12か月経過した日以降で残履行期間が2か月以上ある場合に請求可能となる。なお、原則として請求日＝基準日としている。



5 スライド額算出

(1) 出来形数量の確認

ア) 出来形数量の確認は、契約数量を示した仕様書等に基づき、発注担当課が受注者作成の資料及び現場確認（現場での出来形確認が必要な場合）により行うものとする。

イ) 契約数量のうち、完了していないが一部着手している部分については、出来形数量として取り扱うことができる。

(2) スライド額の算出方法

スライド額は基準日時点の未履行期間について、次の算定式により算出する。

$$\text{スライド額} = P_2 - P_1 - \text{受注者負担額} \dots\dots (\text{算定式 1})$$

P_1 (変動前残契約金額) : 発注者の当初積算額 (税抜き) から基準日における出来形数量※に相応する積算額を控除した額 (税抜き) に落札率 (α) を乗じた額に消費税額を加えた額とする。

なお、再スライドの場合は、前回スライド時の P_2 を P_1 とする。

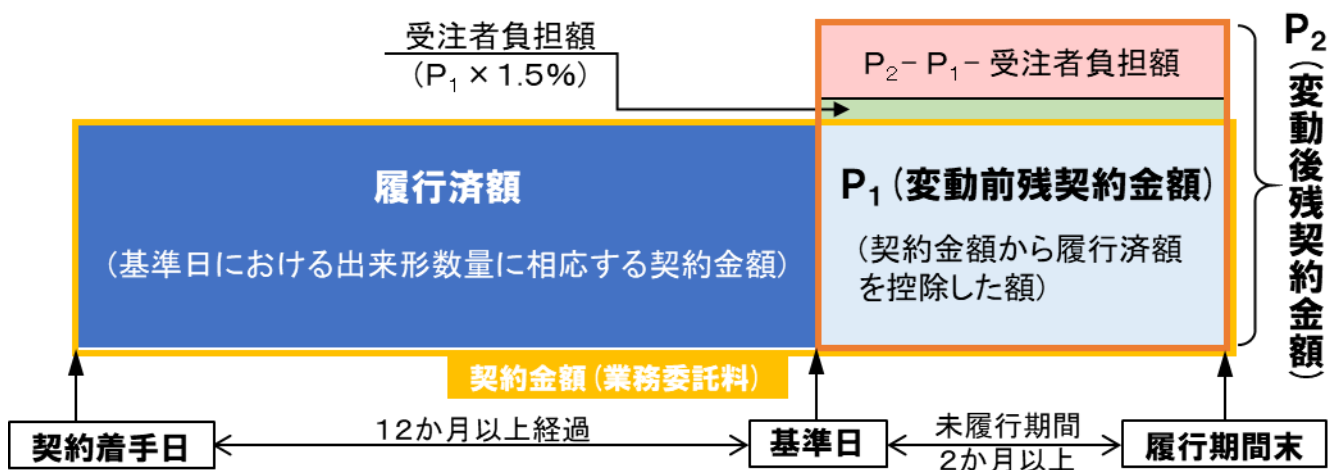
※ 出来形数量とは、基準日における提供済み役務と現場搬入済み材料等に係る契約数量とする。

P_2 (変動後残契約金額) : 変動後 (基準日) の賃金又は指数等を基礎として算出した P_1 に相当する額 (税込み) とする。

受注者負担額 : P_1 (変動前残契約金額) $\times 1.5\%$ とし、計算時に生じた 1 円未満の端数については切捨て処理を行う。

落札率 (α) : 当初契約金額 (税抜き) / 当初積算額 (税抜き) とする。

消費税額 : 消費税及び地方消費税相当額とし、計算時に生じた 1 円未満の端数については切捨て処理を行う。



(3) 算出時の留意事項

ア) 賃金又は物価の変動により契約金額を変更する場合、スライド額算出の対象とする積算単価等は、労務単価、燃料単価並びにこれらを用いて算出する諸経費とし、従業員数等の契約数量や歩掛は変更の対象としない。

イ) P_1 は、基準日時点の残業務について、予定価格 (又は前回契約変更額) の算定時に使用した積算単価を用いて算出する。

ウ) P₂は、基準日時点の残業務について、基準日時点における発注者の積算単価を用いて算出する。積算単価が見積の場合は、国若しくは県等の統計調査等による変動率を使用し算出する。

<p>予定価格の算定時に使用した積算単価が公的機関等で定めているものである場合はこれによる。</p>	<p>予定価格の算定時に使用した積算単価が見積の場合は以下の統計調査の変動率による。</p>
<p>① 建築保全労務単価（国土交通省） ② 労務・資材設計単価表（宮城県土木部） ③ 燃料単価（塩竈市） ④ その他、公的機関で定めた単価等</p>	<p>① 労務単価：宮城県最低賃金 ② 労務単価以外：消費者物価指数（仙台市） ③ 上記により難しい場合は別の統計調査等を使用するが出来る。</p>

エ) 統計調査の変動率は、変動後及び変動前時点の賃金又は指数等の差を変動前時点の賃金又は指数等で除したものとする。

例) 宮城県最低賃金の場合

$$\text{変動率} = \frac{\text{基準日の宮城県最低賃金} - \text{予定価格算定時の宮城県最低賃金}}{\text{予定価格算定時の宮城県最低賃金}}$$

オ) 落札率及び変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、変動額、受注者負担額等の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をする。

例) 落札率 : 0.90123456... ⇒ 0.9012346 (※小数点以下第8位を四捨五入)
 変動率 : 0.02987654... ⇒ 0.0298765 (※小数点以下第8位を四捨五入)
 変動額、受注者負担額等 : 123,400.5... ⇒ 123,401円 (※1円未満を四捨五入)
 消費税及び地方消費税相当額 : 123,400.5... ⇒ 123,400円 (※1円未満を切り捨て)

カ) P₂の算出に用いる諸経費等率の計算式は、予定価格の算定時と同じ計算式とし、基準日時点で再計算する。

キ) P₂ - P₁ (以下「変動額」という。)の計算額がマイナス額となる場合は、算定式1における受注者負担額を控除から加算に変更した算定式2によりスライド額の算定を行うものとする。

※ 変動額の金額がマイナス額となる場合は、賃金水準等が減少の変動となっているため、減額のスライドとして手続きを行う。

$$\text{スライド額} = P_2 - P_1 + \text{受注者負担額} \dots\dots (\text{算定式2})$$

<算出例>

P ₁	500,000円	<p>スライド額 = P₂ - P₁ + 受注者負担額</p> <p>スライド額 = -200,000 + 7,500</p> <p>= -192,500円 ← 192,500円の減額</p>
P ₂	300,000円	
P ₂ - P ₁	-200,000円	
受注者負担額	7,500円	

ク) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も、上記に基づき同様に実施する。なお、その場合の基準日における契約金額には、それまで実施又は確定したスライド額を含むものとする。

6 契約金額の変更

- (1) 「5 スライド額算出」に基づきスライド額を算出し、発注者と受注者との間で合意後に変更契約を行うものとする。
- (2) 変動額及び変動額±受注者負担額の算出額が以下の場合、契約金額のスライド変更額は0円とする。

また、変動額が0円の場合においては、賃金水準等の変動が認められないため、契約金額のスライド変更は行わない。

変動額 (A)	受注者負担額 (B)	(A)±(B) の算出額	契約金額の スライド変更額
P ₂ -P ₁ が プラスの金額	P ₁ ×1.5% 控除する	0円	0円
		マイナスの金額	
P ₂ -P ₁ が マイナスの金額	P ₁ ×1.5% 加算する	プラスの金額	
		0円	
P ₂ -P ₁ が 0円	—	—	行わない

- (3) 原則として、スライド額の決定後、速やかに変更契約を行うものとする。
ただし、やむを得ない場合で、かつ受注者の合意を得た場合は、この限りではない。
- (4) スライド請求が複数回見込まれる場合は、その都度、次の請求日までに変更契約を行うことを原則とする。

7 その他

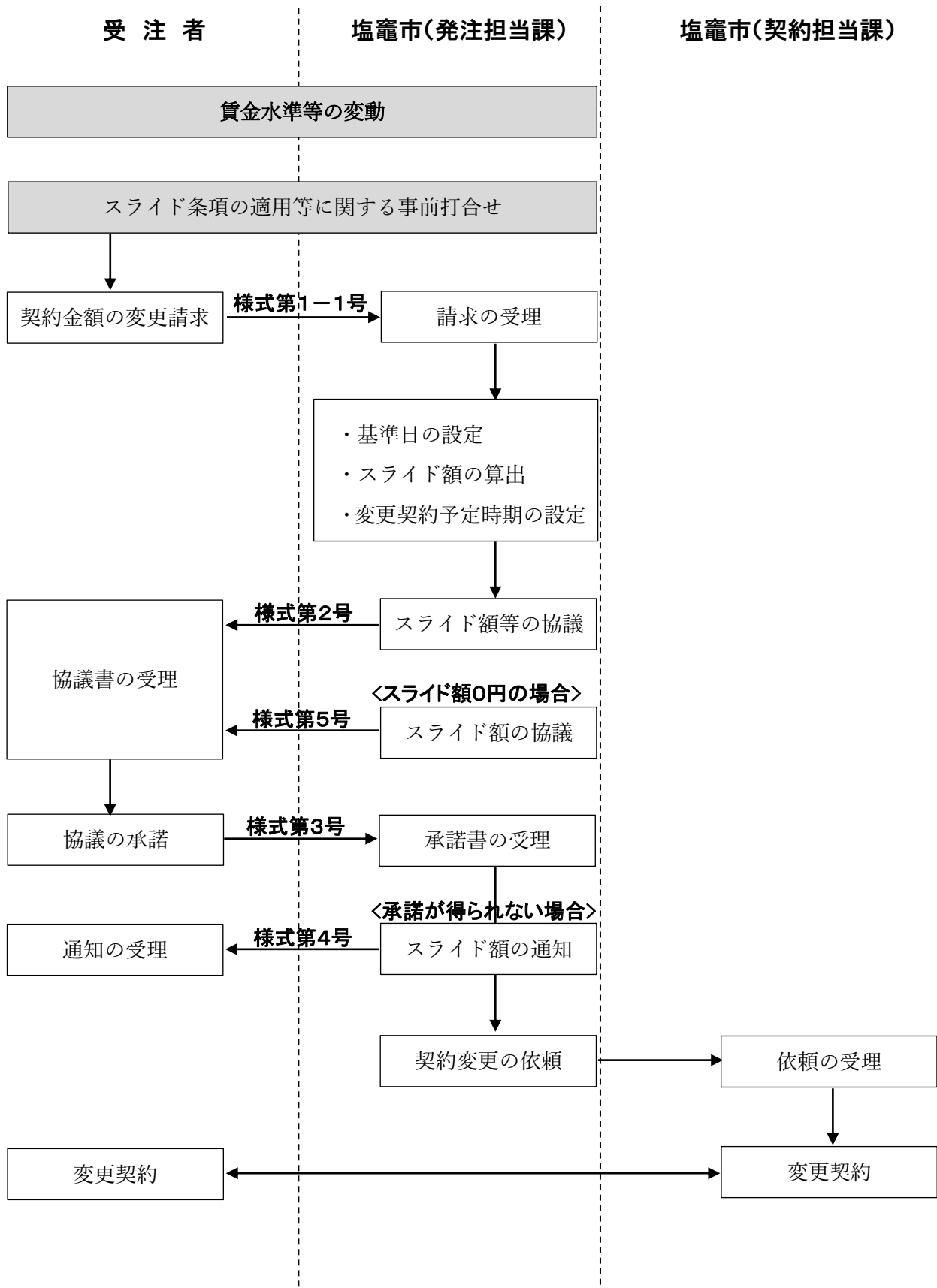
- (1) 賠償金等（賠償金、損害金、違約金又は延滞金）については、契約変更額（当初契約額とスライド額の合計金額）を基に算出する。
- (2) この基準に定めるもののほか、スライドの取扱いに関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して定める。

附則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。

スライド条項の運用手続きフロー

(請求から契約変更手続きまでの基本的な流れ)



賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 発注者又は受注者は、履行期間内で、かつ、契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約金額料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約金額の1000分の15を越える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。なお、契約金額の変更に係る詳細事項は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。

3 変動前残契約金額及び変動後残契約金額は、請求のあった日を基準として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 第3項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る

特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務委託は、賃金及び物価の変動に基づく変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額変更の基準とした日における契約金額（未履行分）のうち、直接人件費及び燃料油（ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油）に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

- 2 本業務委託における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 宮城県最低賃金
- 労務単価（該当労務単価：_____）

(2) 物価水準

- 消費者物価指数（仙台市の生鮮食品を除く総合指数）
- 燃料単価（該当物品：_____）

- 3 本業務委託における変更金額算定の基礎となる資料は、次のとおりとする。

- 本市設計書
- 受注者から提出される内訳書等

[受注者からの請求]

(様式第1-1号)

年 月 日

塩竈市長 (宛)

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した下記委託について、賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

委 託 名	
契 約 金 額	円 (税込み)
契 約 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
希 望 基 準 日	

※ 希望基準日は、日本国内における賃金水準等の変動があり、履行期間内かつ履行開始日から12か月を経過した日 (2回目以降は前回の基準日から12か月経過した日) を記入してください。
また、希望基準日以降の残りの履行期間が2か月以上あることが必要となります。

[本市からの請求]

(様式第1-2号)

年 月 日

(受注者 宛)

塩竈市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について、以下のとおり協議を申し出ます。また、同規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議を開始します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委 託 名	
契 約 金 額	円
契 約 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

基 準 日	年 月 日
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更契約予定時期	年 月履行分から
回 答 期 日	年 月 日

協議開始日 年 月 日

(受注者) 様

塩竈市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定により基準日を定め、変動前残委託代金額、変動後残委託代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委 託 名	
基 準 日	年 月 日
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更契約予定時期	年 月 履行分から
回 答 期 日	年 月 日

塩竈市長

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

承諾書

年 月 日付文書「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委 託 名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(受注者) 様

塩竈市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）

年 月 日付文書「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委 託 名	
変動前残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後残委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後委託代金額の 適用時期	年 月履行分から

(様式第5号)

協議開始日 年 月 日

(受注者) 様

塩竈市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定により、次のとおり協議します。

委 託 名	
スライド額	0円
理 由	スライド額が対象契約金額の1000分の15を超えないため。